



登場
ページ

今週の専門用語

📖 処分証書の法理

意思表示その他の法律行為が記載された処分証書について、その文書の成立の真正が認められると、特段の事情がない限り、当該処分証書に記載された法律行為が認定されることをいう。この法理により、処分証書の成立の真正を争う独立の訴えを提起することが認められる。処分証書の例としては、公文書のほか、契約書、約束手形、解除通知書、遺言書などがある。これに対して、作成者の意見や報告を記したに過ぎない報告証書は、成立の真正が証明されても、記載内容の正しさまでは証明されない。

📖 手付金の倍返し

不動産等の売買契約成立後、買主側または売主側の事情により契約を解除するケースは珍しくない。買主側の事情で契約を解除する場合、買主が支払った手付金は没収されることになる一方、売主側の事情で契約を解除する場合、買主には手付金の「2倍」の金額が売主から返還される。これは、民法上、売主は手付金の倍額を買主に返還することにより、手付金相当額以外の損害賠償をすることなく、売買契約を消滅させることができるとされているためである（民法557条②）。

📖 地域指定

国税庁長官は、自然災害など、納税者の責めに帰さないやむを得ない理由により、申告、納付等ができない者が都道府県の全部又は一部の地域にわたり広範囲に生じたと認められる場合には、地域及び期日を指定して、その申告、納付等の期限を延長できる。指定地域内に納税地のある納税者については、特に期限延長の申請手続きをすることなく、自動的に申告、納付等の期限が延長される。一方、個別指定による期限延長は、納税地の所轄税務署長に申請することで、申告、納付等の期限が延長される。

12

ページ

23

ページ

27

ページ

From
編集室

◆調査事務量を有効活用するため国税当局は調査選定を重視しているが、調査対象者の抽出には大きく2通りの方法があるという。一つは、個別管理資料や一般資料等のいわゆる現物資料から抽出する方法、二つ目は、各種システムを活用する方法だ。◆東京局の所得税調査では、調査選定補助ツール「SAT」、資料情報活用システム、資料調査システム、業種別管理システム、申告審理システムが対象者の抽出に活用される。◆申告・決算情報等の各種データを一元化した「SAT」は、次世代システムに向けた庁パイロットプロジェクトの試行で生じた事案の着眼事項が不明瞭という課題を解消するために開発された。（TN）

週刊T&Amaster 第1010号

2024年1月15日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 0120-089-339（通話料無料）

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい